

(表)
景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

和光市長 様

届出者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。
この届出書及び添付図書に記載した事項は、事実と相違ありません。

行為の場所 (地名地番)		和光市					
区域区分		1 市街化区域 2 市街化調整区域					
用途地域							
行 為 の 種 類	建築物	区分	1 新築 2 増築 3 改築 4 外観の変更(1 修繕 2 模様替 3 色彩の変更)				
		用途					
		高さ	m	階数	地上	階・地下	階
		敷地面積	m ²				
		建築面積	m ²				
		延べ床面積	m ²				
		開発区域の面積	m ²				
	工作物	区分	1 新設 2 増築 3 改築 4 外観の変更(1 修繕 2 模様替 3 色彩の変更)				
		用途					
		高さ	m	築造面積	m ²		
	物件の堆積	種類					
		高さ	m	土地の面積	m ²		

(裏)

行為の種類	建築物・工作物の種別	建築物	第1立面	区 分					割合 単位(%)	
				彩色が施されている部分	色彩 (マンセル値)	色相	明度	彩度		
			点滅光源	1 有 2 無						
			屋外広告物	1 有 2 無						
			彩色が施されていない部分	素材名						
			計					100 %		
			建築物	第2立面	区 分					割合 単位(%)
					彩色が施されている部分	色彩 (マンセル値)	色相	明度	彩度	
		点滅光源		1 有 2 無						
		屋外広告物		1 有 2 無						
		彩色が施されていない部分		素材名						
		計						100 %		
		建築物		第3立面	区 分					割合 単位(%)
					彩色が施されている部分	色彩 (マンセル値)	色相	明度	彩度	
			点滅光源	1 有 2 無						
			屋外広告物	1 有 2 無						
	彩色が施されていない部分		素材名							
	計						100 %			
	建築物		第4立面	区 分					割合 単位(%)	
				彩色が施されている部分	色彩 (マンセル値)	色相	明度	彩度		
		点滅光源	1 有 2 無							
		屋外広告物	1 有 2 無							
		彩色が施されていない部分	素材名							
		計					100 %			
		行為の期間		着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日			

注意

- 届出者又は代理人が法人その他の団体である場合には、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。
- 彩色が施されていない部分の素材名の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材が、着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の場合にその素材名を記載してください。

様式第3号(第5条関係)

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

和光市長 様

届出者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。
この届出書及び添付図書に記載した事項は、事実と相違ありません。

景観計画区域内における行為の届出書受付番号	年 月 日 第 号	
行為の場所 (地名地番)	和光市	
設計又は施行方法の変更内容	変更後	変更前
変更理由		

注意 届出者又は代理人が法人その他の団体である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

様式第4号(第6条関係)

文書記号第 号
 年 月 日

様

和光市長

届出受理通知書

景観法第16条第1項・第2項の規定により、 年 月 日付けで届出のあった行為
について、受理したので通知します。

行為の場所 (地名地番)	和光市
行為の種類	

様式第5号(第6条関係)

文書記号第 号
 年 月 日

様

和光市長

届出受理通知書兼行為の着手制限の期間短縮通知書

景観法第16条第1項・第2項の規定により、 年 月 日付けで届出のあった行為について、受理したので通知します。

なお、当該行為については、同法第18条第2項の規定により、同条第1項に規定する期間を次のとおり短縮します。

行為の場所 (地名地番)	和光市
行為の種類	
行為の着手制限の短縮期間	日間(年 月 日から着手できます。)

様式第6号(第7条関係)

文書記号第 号
 年 月 日

様

和光市長

勧告書

年 月 日付けで届出のあった行為については、和光市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるので、景観法第16条第3項の規定により、次のとおり措置をとるよう勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、和光市景観条例第17条第1項の規定により、勧告に従わない旨を公表することがあります。

行為の場所 (地名地番)	和光市
行為の種類	
適合しないと認められる理由	
とるべき措置	
履行期限	年 月 日

様式第7号(第8条関係)

(表)
景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

和光市長 様

提出者 事務所の所在地
名称
代表者氏名
電話番号

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

行為の場所 (地名地番)		和光市					
区域区分		1 市街化区域 2 市街化調整区域					
用途地域							
行為の種類	建築物	区分	1 新築 2 増築 3 改築 4 外観の変更(1 修繕 2 模様替 3 色彩の変更)				
		用途					
		高さ	m	階数	地上	階・地下	階
		敷地面積	m ²				
		建築面積	m ²				
		延べ床面積	m ²				
		開発区域の面積	m ²				
	工作物	区分	1 新設 2 増築 3 改築 4 外観の変更(1 修繕 2 模様替 3 色彩の変更)				
		用途					
		高さ	m	築造面積		m ²	
	物件の堆積	種類					
		高さ	m	土地の面積		m ²	

(裏)

行 為 の 種 類	建 築 物 ・ 工 作 物 ・ 物 件 の 堆 積	第 1 立 面	区 分					割 合 単位 (%)	
			彩色が施されて いる部分	色彩 (マンセル値)	色相	明度	彩度		
			点滅光源		1 有	2 無			
			屋外広告物		1 有	2 無			
			彩色が施されて いない部分	素材名					
			計					100 %	
			第 2 立 面	区 分					割 合 単位 (%)
				彩色が施されて いる部分	色彩 (マンセル値)	色相	明度	彩度	
		点滅光源		1 有	2 無				
		屋外広告物		1 有	2 無				
		彩色が施されて いない部分		素材名					
		計					100 %		
		第 3 立 面		区 分					割 合 単位 (%)
				彩色が施されて いる部分	色彩 (マンセル値)	色相	明度	彩度	
			点滅光源		1 有	2 無			
			屋外広告物		1 有	2 無			
	彩色が施されて いない部分		素材名						
	計					100 %			
	第 4 立 面		区 分					割 合 単位 (%)	
			彩色が施されて いる部分	色彩 (マンセル値)	色相	明度	彩度		
		点滅光源		1 有	2 無				
		屋外広告物		1 有	2 無				
		彩色が施されて いない部分	素材名						
		計					100 %		
		行為の期間		着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日		

注意

- 1 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。
- 2 彩色が施されていない部分の素材名の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材が、着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の場合にその素材名を記載してください。

様

和光市長

変更命令書

年 月 日付けで届出のあった行為については、和光市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないので、景観法第17条第1項の規定により、次のとおり命令します。

なお、この命令に従わない場合は、和光市景観条例第17条第1項の規定により、命令に従わない旨を公表し、又は同法第102条第1号の規定により、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

行為の場所 (地名地番)	和光市
行為の種類	
命令の内容	
理由	
履行期限	年 月 日

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、和光市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、和光市を被告として(訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号(第9条関係)

文書記号第 号
 年 月 日

様

和光市長

期間延長通知書

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第17条第4項の規定により、同条第2項の期間を次のとおり延長します。

行為の場所 (地名地番)	和光市
行為の種類	
延長期間	年 月 日～ 年 月 日(日間)
理由	

様

和光市長

原状回復等命令書

年 月 日付けで通知した変更命令に係る行為については、景観法第17条第5項の規定により、次のとおり命令します。

なお、この命令に従わない場合は、和光市景観条例第17条第1項の規定により、命令に従わない旨を公表し、又は同法第101条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。

行為の場所 (地名地番)	和光市
行為の種類 命令の内容	
理由	
履行期限	年 月 日

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、和光市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、和光市を被告として(訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第11号(第10条関係)

工事完了届出書

年 月 日

和光市長 様

届出者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号

工事が完了したので、和光市景観条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

景観計画区域内における行為の届出書受付番号	年 月 日 第 号
行為の場所 (地名地番)	和光市
工事の完了年月日	年 月 日

注意

- 1 届出者又は代理人が法人である場合には、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 この届出書には、工事完了後の写真を添付してください。

様式第12号(第11条関係)

文書記号第 号
 年 月 日

様

和光市長

公表通知書

年 月 日付けで勧告・命令をした旨を、和光市景観条例第17条第1項の規定により公表するので通知します。

意見がある場合は、同条第2項の規定により、公表に対する意見書(和光市景観条例施行規則様式第13号)に意見を記載し、年 月 日までに提出してください。

様式第13号(第11条関係)

公表に対する意見書

年 月 日

和光市長 様

提出者 住所
氏名
電話番号

和光市景観条例施行規則第11条第2項の規定により、次のとおり意見を述べます。

公表の対象となる勧告に係る勧告書又は命令に係る変更命令書若しくは原状回復等命令書	年 月 日 第 号
意見	

注意 提出者が法人その他の団体である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

景観重要建造物指定提案書

年 月 日

和光市長 様

提案者 住所
氏名
電話番号

景観法第20条第1項・第2項の規定により、次のとおり提案します。

名称	
所在地	和光市
(提案者が所有者と異なる場合) 所有者の住所及び氏名	
建築年月日	年 月 日
外観の特徴	
提案の理由	

注意

- 1 提案者又は所有者が法人その他の団体である場合には、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 所有者の住所及び氏名の欄には、所有者が複数いる場合は、すべての所有者の氏名及び住所を記載してください。
- 3 外観の特徴の欄には、地域の自然、歴史、文化等から見た景観上の特徴を記載してください。
- 4 景観法施行規則第7条第1項各号に掲げる図書を添付してください。

様式第16号(第13条関係)

文書記号第 号
 年 月 日

様

和光市長

景観重要建造物非指定通知書

年 月 日付けで景観重要建造物の指定の提案のあった建造物については、指定しないこととしたので、景観法第20条第3項の規定により、次のとおり通知します。

名称	
所在地	和光市
所有者の住所及び氏名	
理由	

様式第17号(第14条関係)

文書記号第 号
 年 月 日

様

和光市長

景観重要建造物指定通知書

景観法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定したので、同法第21条第1項の規定により、次のとおり通知します。

名称	
所在地	和光市
指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
所有者の住所及び氏名	
指定の理由となった外観の特徴	
同法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲	

様式第19号(第16条関係)

景観重要建造物現状変更許可申請書

年 月 日

和光市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号

景観法第22条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

景 観 重 要 建 造 物	指定番号	第 号
	指定年月日	年 月 日
	名称	
	所在地	和光市
	現状変更行為の種類	
	現状変更の場所	
	設計又は施行方法	
	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日

注意

- 1 申請者又は代理人が法人その他の団体である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 景観法施行規則第9条第2項各号に掲げる図書を添付してください。

様式第20号(第16条関係)

文書記号第 号
 年 月 日

様

和光市長

景観重要建造物現状変更許可書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更については、景観法
第22条第1項の規定により、次のとおり許可します。

指定番号	第 号
名称	
所在地	和光市
許可の条件	

様

和光市長

景観重要建造物原状回復等命令書

あなたが行った行為は、景観法第22条第1項の規定又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反しているので、同法第23条第1項の規定により、次のとおり命令します。

なお、この命令に従わない場合は、同法第103条の規定により、30万円以下の罰金に処せられることがあります。

指定番号	第 号
名称	
命令の内容	
理由	
履行期限	年 月 日

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、和光市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、和光市を被告として(訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

和光市長

景観重要建造物の管理に関する命令書

あなたが所有する、又は管理する景観重要建造物は、管理が適当でないため滅失し、又は毀損するおそれがある・管理が和光市景観条例に従って適切に行われていないと認められるため、景観法第26条の規定により、次のとおり命令します。

なお、この命令に従わない場合は、同法第105条の規定により、30万円以下の過料に処せられることがあります。

指定番号	第 号
名称	
命令の内容	
理由	
履行期限	年 月 日

教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、和光市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、和光市を被告として(訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第23号(第19条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長

景観重要建造物の管理に関する勧告書

あなたが所有する、又は管理する景観重要建造物は、管理が適当でないため滅失し、又は毀損するおそれがある・管理が和光市景観条例に従って適切に行われていないと認められるため、景観法第26条の規定により、次のとおり勧告します。

指定番号	第 号
名称	
勧告の内容	
理由	
履行期限	年 月 日

様式第24号(第20条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長

景観重要建造物指定解除通知書

景観法第27条第1項・第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除したので、同条第3項において準用する同法第21条第1項の規定により、次のとおり通知します。

名称	
所在地	和光市
理由	

景観重要樹木指定提案書

年 月 日

和光市長 様

提案者 住所
氏名
電話番号

景観法第29条第1項・第2項の規定により、次のとおり提案します。

樹種	
所在地	和光市
(提案者が所有者と異なる場合) 所有者の住所及び氏名	
樹容の特徴	
提案の理由	

注意

- 1 提案者又は所有者が法人その他の団体である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 所有者の住所及び氏名の欄には、所有者が複数いる場合は、すべての所有者の氏名及び住所を記載してください。
- 3 樹容の特徴の欄には、地域の自然、歴史、文化等から見た景観上の特徴を記載してください。
- 4 景観法施行規則第12条第1項各号に掲げる図書を添付してください。

様式第26号(第21条関係)

文書記号第 号
 年 月 日

様

和光市長

景観重要樹木非指定通知書

年 月 日付けで景観重要樹木の指定の提案のあった樹木については、指定しないこととしたので、景観法第29条第3項の規定により、次のとおり通知します。

樹種	
所在地	和光市
所有者の住所及び氏名	
理由	

様式第27号(第22条関係)

文書記号第 号
 年 月 日

様

和光市長

景観重要樹木指定通知書

景観法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定したので、同法第30条第1項の規定により、次のとおり通知します。

樹種	
所在地	和光市
指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
所有者の住所及び氏名	
指定の理由となった樹容の特徴	

様式第29号(第24条関係)

景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

和光市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号

景観法第31条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

景 観 重 要 樹 木	指定番号	第 号
	指定年月日	年 月 日
	樹種	
	所在地	和光市
	現状変更行為の種類	
	現状変更の場所	
	施行方法	
	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日

注意

- 1 申請者又は代理人が法人その他の団体である場合には、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 景観法施行規則第14条第2項各号に掲げる図書を添付してください。

様式第30号(第24条関係)

文書記号第 号
 年 月 日

様

和光市長

景観重要樹木現状変更許可書

年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木の現状変更については、景観法第31条第1項の規定により、次のとおり許可します。

指定番号	第 号
樹種	
所在地	和光市
許可の条件	

様

和光市長

景観重要樹木原状回復等命令書

あなたが行った行為は、景観法第31条第1項の規定又は同条第2項において準用する同法第22条第3項の規定により許可に付された条件に違反しているので、同法第32条第1項において準用する同法第23条第1項の規定により、次のとおり命令します。

なお、この命令に従わない場合は、同法第103条の規定により、30万円以下の罰金に処せられることがあります。

指定番号	第 号
樹種	
命令の内容	
理由	
履行期限	年 月 日

教示

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、和光市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、和光市を被告として(訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

和光市長

景観重要樹木の管理に関する命令書

あなたが所有する、又は管理する景観重要樹木は、管理が適当でないため滅失し、又は枯死するおそれがある・管理が和光市景観条例に従って適切に行われていないと認められるため、景観法第34条の規定により、次のとおり命令します。

なお、この命令に従わない場合は、同法第105条の規定により、30万円以下の過料に処せられることがあります。

指定番号	第 号
樹種	
命令の内容	
理由	
履行期限	年 月 日

教示

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、和光市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、和光市を被告として(訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第33号(第27条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長

景観重要樹木の管理に関する勧告書

あなたが所有する、又は管理する景観重要樹木は、管理が適当でないため滅失し、又は枯死するおそれがある・管理が和光市景観条例に従って適切に行われていないと認められるため、景観法第34条の規定により、次のとおり勧告します。

指定番号	第 号
樹種	
勧告の内容	
理由	
履行期限	年 月 日

様式第34号(第28条関係)

文書記号第 号
 年 月 日

様

和光市長

景観重要樹木指定解除通知書

景観法第35条第1項・第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除したので、同条第3項において準用する同法第30条第1項の規定により、次のとおり通知します。

樹種	
所在地	和光市
理由	

様式第35号(第29条関係)

管理協定認可申請書

年 月 日

和光市長 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名
電話番号

景観法第36条第3項の規定により、認可を受けたいので、次のとおり申請します。

景観整備機構指定年月日	年 月 日 第 号
管理協定の名称	
管理協定の目的となる景観重要建造物又は景観重要樹木の別	1 景観重要建造物 2 景観重要樹木
管理協定の目的となる景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種	
管理の方法	
管理協定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
管理協定に違反した場合の措置	

注意

- 1 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。
- 2 管理協定の案を添付してください。

様式第36号(第29条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長

管理協定認可書

年 月 日付けで申請のあった管理協定については、景観法第38条の規定により、次のとおり認可します。

管理協定の名称	
管理協定の目的となる景観重要建造物又は景観重要樹木の別	
管理協定の目的となる景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種	

様式第37号(第29条関係)

管理協定変更認可申請書

年 月 日

和光市長 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名
電話番号

景観法第40条において準用する同法第36条第3項の規定により、管理協定の変更の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

景観整備機構指定年月日	年 月 日 第 号	
管理協定の名称		
管理協定の目的となる景観重要建造物又は景観重要樹木の別	1 景観重要建造物 2 景観重要樹木	
管理協定の目的となる景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種		
変更内容	変更後	変更前
変更理由		

注意

- 1 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。
- 2 管理協定の変更の案を添付してください。

様式第38号(第29条関係)

文書記号第 号
 年 月 日

様

和光市長

管理協定変更認可書

年 月 日付けで申請のあった管理協定の変更については、景観法第40条において準用する同法第38条の規定により、次のとおり認可します。

管理協定の名称	
管理協定の目的となる景観重要建造物又は景観重要樹木の別	
管理協定の目的となる景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種	

所有者変更届出書

年 月 日

和光市長 様

届出者 住所
氏名
電話番号

景観法第43条の規定により、次のとおり届け出ます。
この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

種別	1 景観重要建造物 2 景観重要樹木
指定番号	第 号
指定年月日	年 月 日
景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種	
所在地	和光市
変更前の所有者の住所及び氏名	
変更年月日	年 月 日

注意

- 1 届出者又は変更前の所有者が法人その他の団体である場合には、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。
- 3 変更前の所有者の住所及び氏名の欄には、所有者が複数いる場合は、すべての所有者の氏名及び住所を記載してください。

景観協定認可申請書

年 月 日

和光市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

景観法第81条第4項の規定により、景観協定の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

協定の名称	
代表者を定めた協定 にあってはその住所 及び氏名	住所 氏名 電話番号
協定の目的となる土 地の区域 (地名地番)	和光市
協定の目的となる土 地の総地積	
協定の内容	
協定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

注意

- 1 申請者又は協定において定めた代表者が法人その他の団体である場合には、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び法人その他の団体の代表者氏名を記載してください。
- 2 景観法第81条第1項に規定する土地所有者等が複数いる場合において、申請者がその一部の者であるときは、申請者以外の土地所有者等の全員の委任状を添付してください。

様式第42号(第31条関係)

文書記号第 号
 年 月 日

様

和光市長

景観協定認可書

年 月 日付けで申請のあった景観協定については、景観法第83条第1項の規定により、次のとおり認可します。

協定の名称	
協定の目的となる土地の区域 (地名地番)	和光市

景観協定変更認可申請書

年 月 日

和光市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

景観法第84条第1項の規定により、景観協定の変更の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

協定の名称		
代表者を定めた協定 にあってはその住所 及び氏名	住所 氏名 電話番号	
協定の目的となる土 地の区域 (地名地番)	和光市	
協定の内容	変更後	変更前

注意

- 1 申請者又は協定において定めた代表者が法人その他の団体である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び法人その他の団体の代表者氏名を記載してください。
- 2 景観法第81条第1項に規定する土地所有者等が複数いる場合において、申請者がその一部の者であるときは、申請者以外の土地所有者等の全員の委任状を添付してください。

様式第44号(第32条関係)

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長

景観協定変更認可書

年 月 日付けで申請のあった景観協定の変更については、景観法第84条第2項において準用する同法第83条第1項の規定により、次のとおり認可します。

協定の名称	
協定の目的となる土地の区域 (地名地番)	和光市

景観協定廃止認可申請書

年 月 日

和光市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

景観法第88条第1項の規定により、景観協定の廃止の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

協定の名称	
代表者を定めた協定 にあってはその住所 及び氏名	住所 氏名 電話番号
協定の目的となる土 地の区域 (地名地番)	和光市
協定の目的となる土 地の所有者等の合計	人
上記人数のうち協定 廃止合意者数	人

注意

- 1 申請者又は協定において定めた代表者が法人その他の団体である場合には、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及び法人その他の団体の代表者氏名を記載してください。
- 2 景観法第81条第1項に規定する土地所有者等が複数いる場合において、申請者がその一部の者であるときは、申請者以外の土地所有者等のうち、当該申請に同意した者の全員の委任状を添付してください。

様式第46号(第33条関係)

文書記号第 号
 年 月 日

様

和光市長

景観協定廃止認可書

年 月 日付けで申請のあった景観協定の廃止については、景観法第88条第1項の規定により、次のとおり認可します。

協定の名称	
協定の目的となる土地の区域 (地名地番)	和光市

景観整備機構指定申請書

年 月 日

和光市長 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名
電話番号

景観法第92条第1項の規定により、景観整備機構の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

指定後の予定業務	1 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
	2 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
	3 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
	4 3の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
	5 景観法第55条第2項第1号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
	6 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
	7 1から6までに掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。 (具体的に：)
従たる事務所	1 有 2 無
	所在地 名称 電話番号

注意 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。

様式第48号(第35条関係)

景観整備機構届出事項変更届出書

年 月 日

和光市長 様

届出者 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名
電話番号

届出事項を変更したいので、景観法第92条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

景観整備機構指定年月日	年 月 日 第 号
変更予定年月日	年 月 日
変更事項	1 名称 2 住所又は事務所の所在地
変更後	
変更前	

注意 番号がある箇所は、該当する番号に○を付けてください。